

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行（平成 21 年 5 月 1 日）について

<業務管理体制の整備>

○法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取
 事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びに その代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が 20 以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が 100 以上の事業者

※事業所、施設数には、みなし事業所を含まない。

※業務管理体制の最初の届出は施行後半年以内に行うこととなる。

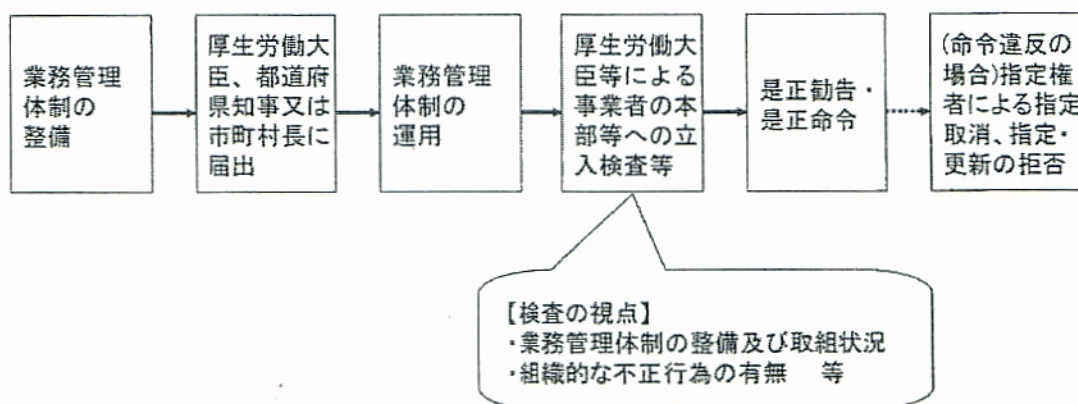
(2) 届出先（介護保険法第 115 条の 32 第 2 項各号）

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業者 が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

<事業者の本部等への立入検査等>

○業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者
 に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う

（業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ）



処分逃れ対策①(事前届出制の導入)

○ 事業の廃止・休止届の提出について、廃止・休止後10日以内の事後届出制から1月前の事前届出制に改め、処分逃れを目的とした廃止・休止届の提出の防止と、利用者の保護を図る。



【問題点】

- ① 指定取消等の処分前に廃止・休止届を提出されると、事業所が存在しないため処分できない。
- ② 事後届出制のため、利用者のサービス確保がなされているかあらかじめ確認できない。



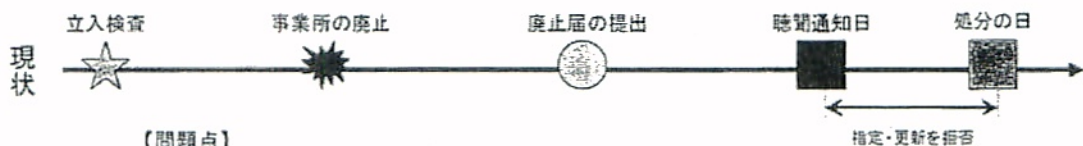
【効果】

- ① 廃止・休止届が提出されても1ヶ月間は事業所が存在するため、指定取消等の処分が可能になる。
- ② 利用者のサービス確保のための時間が確保される。

※ 老人居宅生活支援事業、有料老人ホーム等老人福祉法上の廃止・休止届出についても合わせて同様の見直しを行う。

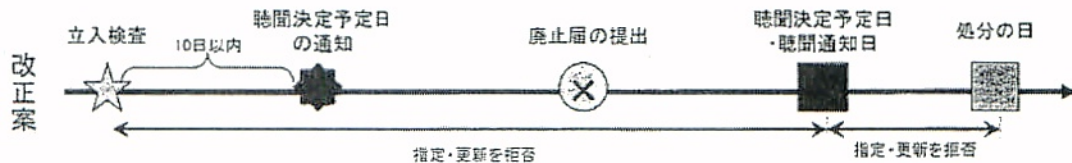
処分逃れ対策②(立入検査中の廃止届の制限)

○ 立入検査の日から10日以内に、指定権者が聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日)を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



【問題点】

- 聴聞通知前に廃止届を提出されると、事業所が廃止されているため処分できない。
 ※ 聴聞通知後の廃止届の提出は指定・更新拒否できる。



【効果】

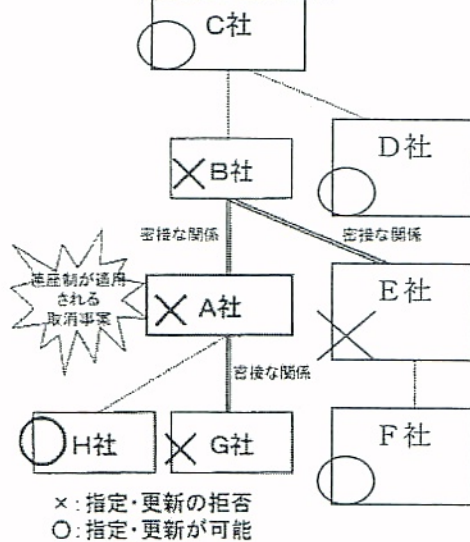
監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される
 → 処分逃れを防止

処分逃れ対策③

(密接な関係にある者が指定取消を受けた場合の指定・更新拒否)

○ 申請者(法人に限る)と同一法人グループに属する法人であって、密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、指定・更新の欠格事由に追加する。

同一法人グループ内で指定・更新が拒否される場合の例



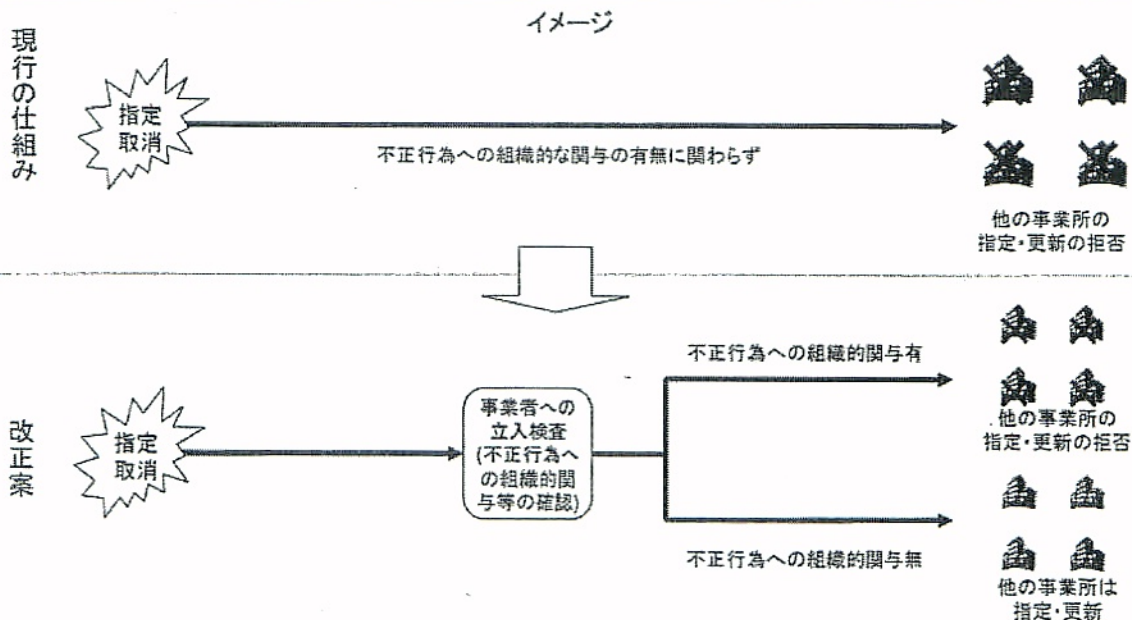
次のすべての要件に該当する場合、指定・更新が拒否される。

- (1) 株式の所有等により申請者を実質的に支配するなど申請者と同一法人グループであること
- (2) 申請者と密接な関係にある法人であること
- (3) 連座制が適用される取消事案であること

※ 申請者と密接な関係にあるか否かは、指定・更新時に判断する。

指定・更新の欠格事由の見直し①

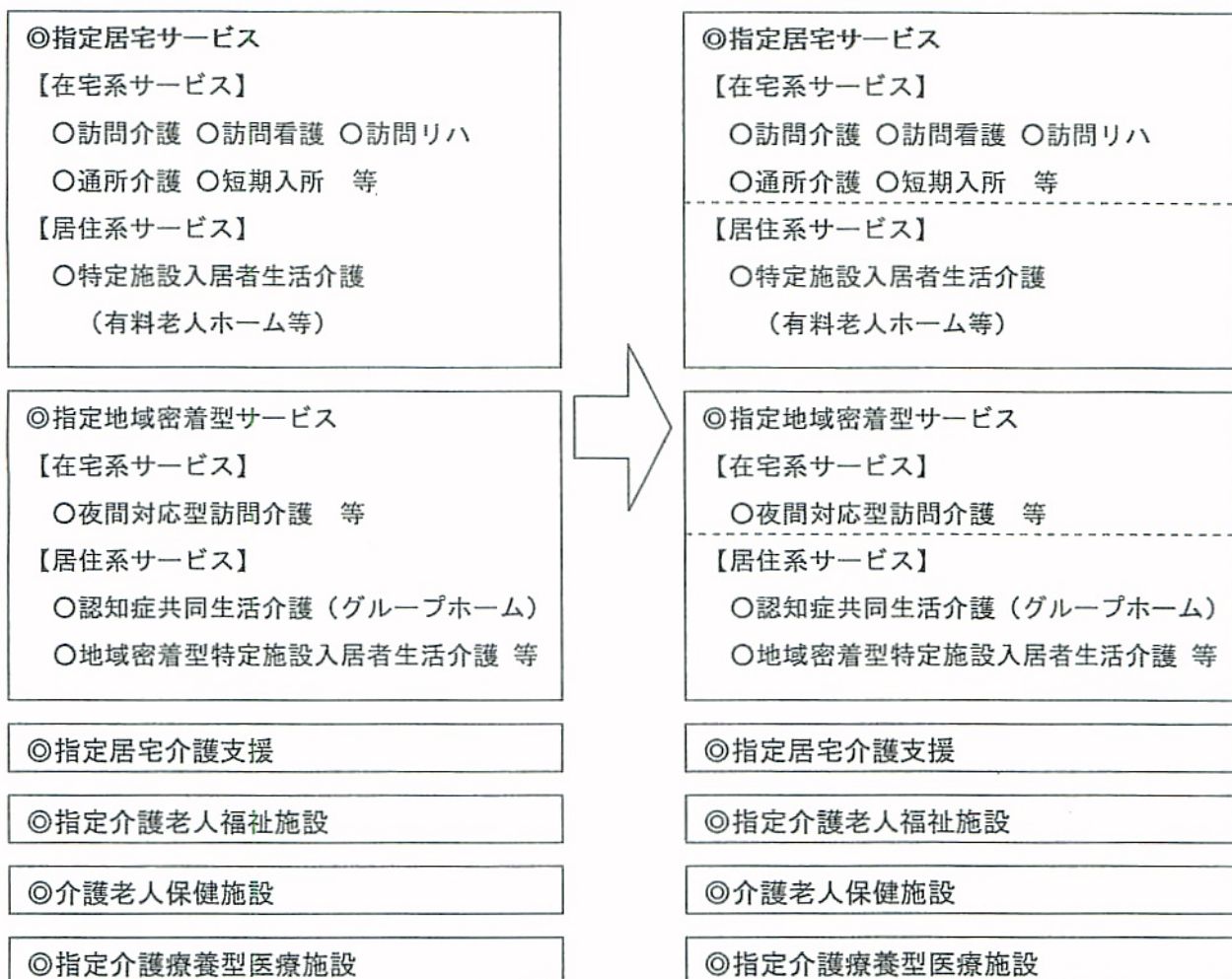
○ いわゆる連座制の仕組みは維持し、事業者の本部等への立入検査により、組織的な不正行為への関与がある場合は、他の事業所の指定・更新を拒否する。ただし、組織的な関与が確認されない場合は、他の事業所の指定・更新を行う。



※ 指定取消事案が生じた場合、業務管理体制の指導監督を行う者は事業者の本部等へ立入検査を行い、不正行為への組織的関与の有無及びいわゆる連座制が適用される範囲を確定させる。

指定・更新の欠格事由の見直し②

○ 居住系サービス（有料老人ホーム、グループホーム等）は、他の居宅系サービス（訪問介護等）と比べて、指定・更新の拒否を受けた際の利用者に与える影響が大きいため、連座制の及ぶ指定・更新の類型を区分する



※1 いわゆる連座制は、上記の類型内で適用される。

※2 同様の改正を、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても実施

介護報酬の不正利得返還請求規定の見直し

○返還金等の回収について、手続きを簡素化し、地方税の滞納処分の例によることを可能とすることにより、保険者が確実に回収できるようにする

	現行法	改正法
内容	返還金及び加算金	返還金及び加算金を徴収金と位置づけ
法的性格	民事上の債権 (民法第 703 条、第 704 条)	公法上の債権（介護保険法第 144 条、 地方自治法第 231 条の 3）
債権回収手段	民事上の執行手続き	滞納処分
債権の順位	一般債権と同列	国税、地方税の次

【高齢者虐待の防止について】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、『高齢者虐待防止・養護者支援法』という。）」が平成18年4月に施行されてから3年間が経過するところであり、各事業所における高齢者虐待の防止および身体拘束の廃止に向けて、より一層の取組をお願いします。

○ 高齢者虐待の早期発見・通報義務について

＜高齢者虐待防止・養護者支援法第5条第1項＞

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

○ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

＜高齢者虐待防止・養護者支援法第20条＞

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

なお、事業所における所内研修資料として、認知症介護研究・研修センターが「高齢者虐待を考える」（養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集）を作成しているので、御活用ください。

【HP：http://www.dcnnet.gr.jp/kaigokenkyu/kaigokenkyu_06_003e_01.html】

○ 高齢者権利擁護専門相談窓口の御案内

県では、高齢者権利擁護に関する専門的相談・支援体制を充実するために、福井弁護士会および福井県社会福祉士会の専門職団体の連携のもと、高齢者権利擁護専門相談窓口を開設しているので、積極的に御活用ください。

【HP：<http://www.pref.fukui.jp/doc/kourei/gyakutaibousi.html#ti-muhaken>】

【高齢者権利擁護専門相談窓口】

〒910-8516

福井市光陽2丁目3-22

福井県社会福祉センター1F

TEL 0776-25-0294

FAX 0776-24-4187

E-mail soudan@f-shakyo.or.jp

※ 福井県高齢者総合相談センターに同じ

運営：社会福祉法人福井県社会福祉協議会

連携：福井弁護士会、福井県社会福祉士会

高齢者虐待等の権利擁護困難事例および成年後見制度の利用促進に関する専門相談をお受けします。

【開設日時】

・毎週火曜日の午後1時～4時に、専門相談員（社会福祉士）配置

・毎月第4火曜日は、弁護士も相談に同席

※ 上記開設時間内に、左記の福井県社会福祉センター相談窓口にて対応（来所、電話）を行います。また、事前にFAX等により質問内容をお受けしています。

【介護サービス情報の公表について】

介護サービスの利用者である要介護者やその家族が、より良い介護サービス事業者を選択できるように必要な情報を公表する制度です。介護サービス事業者の取組が客観的な立場から公表されることで、運営面での課題や今後のサービス提供に求められる取組を認識できますし、利用者から評価されることによって、介護サービス全体の質の向上が期待されます。

1 公表情報の積極的な活用について

- 平成21年2月末で、30サービス、1,284事業所の情報を公表しています。
- インターネットを利用できない高齢者が多いため、ケアマネや介護サービス事業者から要介護者等への情報提供が重要です。積極的な制度活用をお願いします。
- ※1 基本情報を重要事項説明書に添付する等、利用者への説明に利用する。
- ※2 事業所選択の際に、「認知症の利用者等へのサービスに対する取組」や「身体拘束等の排除に対する取組」といった項目での比較情報を、利用者等に提供する。

○公表システムのホームページアドレス

<http://www.kouhyo-fukui.jp/kaigosip/Top.do>

※検索サイトで「福井県 情報の公表」と入力すれば見つかります。

※県社会福祉協議会および県長寿福祉課のホームページでも公表しています。

2 平成21年度からの公表について

1) 対象サービスの追加

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、および介護予防支援を除く35サービスが対象となります。

2) 訪問調査体制の効率化

調査は、原則、調査員1名での実施となります。

3) 調査方法の簡素化

マニュアルや規程の単純な有無の確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降は、特段の事情がない限り、改めて現物の確認は行いません。

3 手数料の見直しについて

調査方法の見直しにより、調査手数料の見直しが行われます。

	居宅サービス		施設サービス	
	現行	(案)	現行	(案)
公表手数料	11,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円
調査手数料	28,000 円	20,000 円	31,000 円	22,000 円
総額	39,000 円	31,000 円	42,000 円	33,000 円

【介護サービス情報の公表システムを利用した従事者調査について】

介護サービス事業所等の従事者に係る調査（以下「従事者調査」）については、4月1日時点における介護サービス従事者の実態を把握するため、毎年ファックスや電子メールを利用したご報告をお願いしてきたところですが、平成21年度からは、調査事務の簡素化および負担軽減を図るため、「介護サービス情報の公表システム」を利用した報告方法へと見直しを行います。

この見直しにより、毎年一から調査票を作成する必要がなくなるとともに、報告した内容をインターネットで確認できるようになります。（ただし、調査の前年度中に「介護サービス情報の公表」制度の対象となっていない事業所等については、従来どおり、ファックス又は電子メールでのご報告をお願いすることになります。）

【平成21年度からの従事者調査の詳細】

1 報告時期等

基準日：平成21年4月1日

報告時期：平成21年4月1日～平成21年4月30日

2 報告内容

介護サービス情報の公表における基本情報のうち

「3. 事業所において介護サービスに従事する従事者に関する事項」

3 報告方法

- (1) 福井県社会福祉協議会の「介護サービス情報の公表」制度ホームページ上、
「介護サービス事業者の方へ」の報告ボタンをクリック。

＜福井県社会福祉協議会「情報の公表制度」ホームページ＞

<http://www.f-shakyo.or.jp/static/00000003/000/00000904.html>

※検索サイトで「福井県社会福祉協議会 情報の公表」と入力すれば見つかります。

- (2) ID、サービス種類およびパスワードを入力して、ログイン。

- (3) 上記の報告事項を入力して、登録。

※ 必ず、別欄の担当者および連絡先も入力してください。

4 その他

- (1) 調査依頼文については、今月末に別途、メールまたはファックスにて送信いたします。
(2) 今回の報告にかかる公表等手数料は不要です。
(3) 介護サービス情報の公表システムの入力方法等については、福井県社会福祉協議会の福祉サービス支援課までお問い合わせください。

長寿福祉課介護保険支援G

TEL：0776-20-0333

福井県社会福祉協議会福祉サービス支援課

TEL：0776-24-2339